# 平成29年第3回平群町議会 定例会会議録(第1号)

| 招 集 年 月 日                     | 平成29年6月6日                |
|-------------------------------|--------------------------|
| 招集の場所                         | 平群町議会議場                  |
| 開会(開議)                        | 6月6日午前9時6分宣告(第1日)        |
|                               | 1番山本隆史 2番城内敏之            |
|                               | 3番井戸太郎 4番森田 勝            |
|                               | 5番稲月敏子 6番植田いずみ           |
| 出席議員                          | 7番山口昌亮8番山田仁樹             |
|                               | 9番髙幣幸生 10番窪 和子           |
|                               | 11番 下 中 一 郎 12番 馬 本 隆 夫  |
| 欠 席 議 員                       | なし                       |
|                               | 町 長 岩 崎 万 勉              |
|                               | 副 町 長 中島 伊三郎             |
|                               | 教 育 長 岡 弘 明              |
|                               | 会計管理者 橋本雅至               |
|                               | 監査委員事務局長 上 田 昌 弘         |
|                               | 政策推進課長 大浦孝夫              |
| 地方自治法第121条                    | 総務防災課長 瓜 生 浩 章           |
| 第1項の規定により<br>説明のため出席          | 教育委員会総務課長 松 村 嘉 容        |
| した者の職氏名                       | 税務課長山口繁雄                 |
|                               | 住民生活課長中村九啓               |
|                               | 健康保険課長 辰巳 育弘             |
|                               | 福祉課長 今田良弘                |
|                               | 観光産業課長 西岡勝三              |
|                               | 都市建設課長 寺口嘉彦              |
|                               | 上下水道課長島野千洋               |
| 本会議に職務の<br>ため出席した者<br>の 職 氏 名 | 議会事務局長上田昌弘               |
|                               | 主幹高橋恭世                   |
|                               | 主                        |
| 町長提出議案<br>の 題 目               | 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて |
|                               | (平成29年度平群町住宅新築資金等貸付      |
|                               | 事業特別会計補正予算(第1号)について)     |
|                               | 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて |
|                               | (平成29年度平群町国民健康保険特別会      |
|                               | 計補正予算 (第1号) について)        |

| 議案第25号 保育を表別の任命に同意を求めることととに表で、会委員の任命に同意第 2号 機工工具会を表別の任命に同意を表別の任命に同意第 3号 に農業のを表別の任命に同意を表別の任命に同意第 3号 に農業のを表別の任命に同意を表別の任命に同意第 3号 に農業のを表別の任命に同意を表別の任命に同意第 6号 機工工具会を表別の任命に同意を表別の任命に同意第 6号 機工工具会を表別の任命に同意を表別の任命に同意第 6号 機工工具会を表別の任命に同意を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を   |              |        |                     |
|---|--------------|--------|---------------------|
| る条例について<br>議案第 2 6 号  |              | 議案第25号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型 |
| 議案第26号 平鮮町介護保険条例の一部を改正する条例について 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 可意第 2号 松育委員会委員の選任に同意を求めることについて 同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 5号 農業委員の経命に同意を求めることにの意第 6号 農業委員の任命に同意を求めることに同意第 6号 農業の 長龍の (日本) に同意第 8号 農業委員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第10号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第10号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第11号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第12号 農業委員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第12号 農業委員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第13号 農業委員の任命に同意を求めることにのまました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を求めることにつまました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を求めることにつきました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を表した。 とことにの意第14号 農業を員の任命に同意を表した。 ことにつきました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を表した。 ことにつきました。 日意第14号 農業を員の任命に同意を表した。 ことにつきました。 日意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 ことに同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 ことにつきました。 日本に同意を表した。 日本に同意を表したる。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表した。 日本に同意を表したる。 日本に同意を表した。 |              |        | 保育事業所使用料徴収条例の一部を改正す |
| について 議案第27号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 同意第 2号 について 同意第 3号 教育委員の選任に同意を求めることについて 同意第 4号 教育委員の任命に同意を求めることについて 同意第 5号 農業委員の配金に関意を求めることについて 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 7号 農業の 関節 10号 農業の任命に同意を求めることにつまず 2号 農業の任命に同意を求めることにつまず 11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることにつまず 11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに言第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに言第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることにつまず 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              |        | る条例について             |
| 議案第27号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について同意第 2号 松育委員会委員の選任に同意を求めることについて同意第 3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに登第 9号 農産の任命に同意を求めることに登第 10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第 10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第 11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第 13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることにつばまります。 日意第 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることにつばまります。 日本 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることにつばまります。 日本 14号 とはいている 14号 14号 とはいている 14号   |              | 議案第26号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| る条例について 同意第 2 号 公平委員会委員の選任に同意を求めること について 同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 6 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 7 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること に常業ないて 同意第 1 0 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 1 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第 2号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて   同意第 3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 7号 農業委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 1号 農業委員の任命に同意を求めることに同意第 1 1号 農業委員の任命に同意を求めることに同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              | 議案第27号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す |
| について 同意第 3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに会業のて 同意第 7号 農業委員の任命に同意を求めることにつ業が10号 農業委員の任命に同意を求めることにつ業が15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることに同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              |        | る条例について             |
| 同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 4 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 7 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 8 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 1 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めること |
| について 同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 5号 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              |        | について                |
| 同意第 4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 5号 農業委員会委員の配定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて 同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 2号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 3号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めること |
| について 同意第 5号 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の 例外規定適用について同意を求めること について 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 0号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第 5号 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについて同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 2号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 4号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めること |
| 例外規定適用について同意を求めることについて同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              |        | について                |
| ついて 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 0号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 1 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 2号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 5号 農業委員会委員の任命に同意を求めること   |              | 同意第 5号 | 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の |
| 同意第 6号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて同意第 15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              |        | 例外規定適用について同意を求めることに |
| T 長 提 出 議 案   について   同意第 7 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 8 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 0 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 1 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 2 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 3 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 4 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 4 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5 号   農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   同意第 1 5 号   農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | ついて                 |
| 同意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 1 0号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 1 2号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 6号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| 回意第 7号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 0号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 1号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 2号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 3号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 4号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   | <br>  町長提出議案 |        | について                |
| 同意第 8号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 7号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について 同意第 9 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 0 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 1 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 2 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 4 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第 1 5 号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第 9号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 8号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について 同意第10号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること   |              |        | について                |
| 同意第10号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |              | 同意第 9号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について 同意第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること について 同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること   |              |        | について                |
| 同意第11号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて   |              | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について<br>同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第12号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について<br>同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第13号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について<br>同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第14号 農業委員会委員の任命に同意を求めること<br>について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
| について<br>同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              |        | について                |
| 同意第15号 農業委員会委員の任命に同意を求めること  |              | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|   |              |        | について                |
| について  |              | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|   |              |        | について                |

|             | 同意第16号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|-------------|--------|---------------------|
| 町長提出議案の 題 目 | •      | について                |
|             | 同意第17号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|             |        | について                |
|             | 同意第18号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|             |        | について                |
|             | 同意第19号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めること |
|             |        | について                |
| 議員提出議案の 題 目 | 発議第 4号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す |
|             |        | る条例について             |
| 請願          | 請願第 1号 | 国民健康保険税の引き下げを求める請願書 |
| 議事日程        | 議長は、議事 | 日程を別紙のとおり報告した。      |
| 会議録署名議員     | 議長は、会議 | 録署名議員に次の2名を指名した。    |
| の 氏 名       | 9番 髙 幣 | 幸生 10番窪 和子          |

## 平 成 2 9 年 第 3 回 ( 6 月 ) 平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成29年6月6日(火)午前9時開議

| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名について           |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第2  |        | 会期の決定について                |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                    |
| 日程第4  | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて        |
|       |        | (平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会 |
|       |        | 計補正予算(第1号)について)          |
| 日程第5  | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて        |
|       |        | (平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 |
|       |        | (第1号) について)              |
| 日程第6  | 議案第25号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所 |
|       |        | 使用料徴収条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第7  | 議案第26号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第8  | 議案第27号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ |
|       |        | いて                       |
| 日程第9  | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて  |
| 日程第10 | 同意第 3号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第11 | 同意第 4号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第12 | 同意第 5号 | 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適 |
|       |        | 用について同意を求めることについて        |
| 日程第13 | 同意第 6号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第14 | 同意第 7号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第15 | 同意第 8号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第16 | 同意第 9号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第17 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第18 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第19 | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第20 | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第21 | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |
| 日程第22 | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて  |

日程第23 同意第16号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 日程第24 同意第17号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 日程第25 同意第18号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 日程第26 同意第19号 農業委員会委員の任命に同意を求めることについて 日程第27 発議第 4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第28 請願第 1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

皆さん、おはようございます。

町長より、観光産業課の寺口主幹が体調不良のため、本定例会の会期中、欠 席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

## ○町 長

皆さん、おはようございます。平成29年第3回定例会開催に当たりまして、 御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素は本町行政の推進に格別の御協力をいただき、感謝申し上げる次第でございます。

季節も6月に入りまして、本格的な夏の訪れを感じるきょうこのごろでございます。平群の里におきましても、あちらこちらで田植えの準備が始まり、初夏の田園風景が見られるこのごろとなりました。

5月の臨時会から本定例会までの平群町の主な出来事でございますが、5月28日にはごみ減量フェスタ2017が開催されました。当日は天候にも恵まれ、「清掃センターごみのゆくえツアー」を初め、もったいない広場など、各種展示イベントなどが実施され、多くの町民の皆様にお越しいただくとともに、ごみ減量化に向けた取り組みを実感していただくことができました。

次に、2点の事務事業につきまして御報告を申し上げます。

1点目は、(仮称)文化センター・図書館建設に向けての取り組みであります。この事業につきましては、平成28年度において基本計画を策定し、本年度は基本設計、実施設計業務に取りかかるところでございますが、先月末に設計業者が決定したことを御報告申し上げます。設計に当たりましては、各関係者、関連団体、町民の皆様の御意見をお聞きしながら進めてまいるものであり、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

2点目は、平成28年度決算についてであります。

先月末の平成28年度の出納閉鎖の結果、平成28年度一般会計の決算は、 実質収支で1億7,565万8,000円の黒字決算となりましたが、実質単 年度収支では財政調整基金からの取り崩しもあり、2億7,175万4,00 0円の赤字となりました。特別会計、水道事業会計でございますが、住宅新築 資金等貸付事業特別会計は763万1,000円の赤字決算、国民健康保険特別会計は1億1,444万5,000円の赤字決算となっております。その他の会計はいずれも黒字か収支同額となっております。今後、決算内容を分析し、9月議会におきまして詳細な説明を申し上げるところでございます。

あわせて、平成29年度予算においては、今年度予算でございますが、約3億4,000万円の未確定財源を計上していることから、一段と厳しい財政運営を余儀なくされているところであります。さらなる歳入確保と経費の節減などにより、自律的な財政基盤の確立に取り組んでまいる所存でありますので、議員各位のなお一層の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

本定例会では、特別会計の専決処分が2件、条例の一部改正が3件、同意案件が18件、合計23件の審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げまして、招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

#### ○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。 本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

#### 〇局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

#### ○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により9番、髙 幣君、10番、窪君を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いいた します。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの11日間と 決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

## ○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

6月 6日(火) 本会議(初日)

午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月 7日(水) 文教厚生委員会

午前10時より

6月 8日 (木) あいてございます。

6月 9日(金) あいてございます。

6月10日(土) 休会でございます。

6月11日(日) 休会でございます。

6月12日(月) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月13日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月14日(水) あいてございます。

6月15日(木) あいてございます。

6月16日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでご ざいます。

以上でございます。

## ○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

5月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、山口君。

## ○議会運営委員長 (山口昌亮)

5月24日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。案件については、本日から始まりました第3回定例会の議会運営、それからその中でですね、先進地視察について、さらに一般質問の通告をどのようにするかについても協議いたしました。

以上です。

#### ○議長

続きまして、5月30日に開催されました駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。駅周辺整備事業特別委員長、下中君。

○駅周辺整備事業特別委員長 (下中一郎)

去る5月30日午後1時30分より、駅周辺整備事業特別委員会を開催をいたしました。案件については、駅周辺整備事業の進捗状況ということで、最終年度を迎える駅周辺整備事業について町より報告をいただき、協議を行いました。

以上であります。

○議長

次に、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、平成28年度平群町一般会計繰越明 許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成28年度平群町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成28年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○稅務課長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

いつも聞くことですけれども、今、課長のほうから説明あったように、単年度収支が黒字になった。前年度もそうだったと思いますが、今後、滞納は一定あるものの、今後、基本的には収支が改善してですね、国への償還については基本的にあと数年で終わる。金額も非常に、来年度ぐらいから100万単位になってくるという状況です。一方で、滞納の分納払いとかで収入がふえますから、その分、今後、この繰上充用についても、近々なくなるんだろうというふうに思うわけですが、昨年度、単年度黒字になった要因というのは一体何なんでしょうか。その点、まず一つ説明いただけますか。

## ○議長

税務課長。

#### ○税務課長

山口議員の御質問にお答えいたします。

単年度黒字の要因といたしましては、平成28年中に一括繰上償還、宅地取得資金1件、住宅新築資金1件、合計2件で、約275万円があったということによるものでございます。

以上でございます。

#### ○議長

山口君。

#### ○ 7 番

それと、これは毎回聞くことですけれども、27年度末、要するに去年のもう一つ前ですね、そのときの償還残高が4,159万8,000円。一方、滞納が9,083万1,000円、それから返済終了件数が、全368件中306件。同じく、これを人数で言いますと、208人174人、こういう説明でした。28年度末のこの数字はどのように変わったのか、その点、説明していただけますか。

## ○議長

税務課長。

## ○税務課長

お答えいたします。

まずですね、28年度末の地方債の償還残高でございますが、2,847万4,318円でございます。また、滞納につきましては、宅地取得資金で20件、住宅新築資金で20件、合計40件、人数で21人で、約1億1,200万円となっております。また、返済終了予定件数でございますが、28年度末の完済予定人数につきましては、宅地取得資金142件、住宅新築資金171件、合計313件、176人となっております。

山口君。

○ 7 番

滞納は、ことしの3月31日現在で幾らになってますか。その説明、今ありましたかね。

○議長

税務課長。

○税務課長

説明しましたとおり、約1億1,200万となっております。

○議長

山口君。

○7 番

ちょっとおかしいんちゃうかな。去年、9,083万3,000円。1億1, 200万と言うたら、2,000万以上ふえてることになるけど、そんなこと はないでしょう。1年でそんな、もう半分以上返してて、滞納の人数かってそ んなにむちゃくちゃ多くないのに、その数字ちょっとおかしいんちゃうかな。 ここの議論とは直接関係ないからあれやけど、ちょっとそこ、去年と整合性と れんから、後でええから、もう一回そこ見直して、僕が言ってるのは、ことし の3月31日現在、その時点での滞納よ。要するに、毎月、毎月返していく分 についてですね、例えば1年間に50万円返さなあかんのが、ゼロもあれば3 0万もあると。例えば、30万だったら20万滞納になるわけでしょう。要す るに、過年度の分が幾らになってるかということやからね。だから、28年3 月31日までに本来の契約では払わなければならない金額が払われてない金額 が幾らかって聞いてる。だから、借りた人との関係よ。国との関係では、償還 残高がさっき2,800何万と言ったから、昨年に比べれば1,300万ほど 減ってますからね、当然減ってくるわけやけど、ちょっと滞納のふえ方が今の 数字やとちょっと、去年のほうが間違ってたのかどうなのか、それも含めて、 きょう中にちょっとそれ、数字、どっかで報告してもらえますか。議案と直接 関係ないから、今でなくてもいいですけど。

## ○議長

税務課長。

○税務課長

すみません、そしたら後でちょっと報告させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

#### 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決 しました。

続きまして

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

ちょっと説明足らな過ぎるんちゃう。もう言うまでもないと思いますけど。 3月議会でどういう話しましたか。もうこれは町長に聞きたいですね。1月の 住民説明会でも、28年度については2億円以上の赤字になる。27年度は実 質収支が2,600万の赤字でしたから、合わせれば2億3,000万程度に なるという話です。2月の国保の運営協議会で町のほうの28年度決算見込み、 2億5,600万でしたか、要するに実質収支の赤字がね、28年3月末で。 それが1億1,400万。1億4,000万乖離があるわけですけど、こんな ん初めてでしょう。私、議員になって14年、こんだけ乖離あったのは初めて だと思うんですね。20年度には1億800万乖離あったのかもわからんけど。 原因は何か。出納閉鎖したとこで、すぐ分析は、9月議会でとおっしゃるか もわからんけども、既に国保税1.6倍に値上げした予算で、条例もそうなっ てて、7月には納付書が加入者のところに送られるわけです。そういう中でね、 町が住民に説明した内容と全く違う、結果としてですよ、私はそれ、うそつい たとは言ってません。その時点ではそういう判断だったというのは別にわから なくはない。でも、結果として1億4,000万も乖離が出たということにつ いて、住民にどう説明しますか。だってそうでしょう。2億5,000万赤字 になる。だから、28年度でそれだから、29年度の予算を組んだら2億5, 000万足りない。28年度のままの国保税なら。だから、2億5,000万 国保税を上げる必要があるということで、それでも29年度末、来年3月31 日末は、29年度はとんとんないし黒字になっても、28年までの2億5,0 00万が赤字として残ったまま新しい県と共同でする制度になるんですと、こ の説明の前提が崩れたと私は思うんですけれども、町長はそう考えられません か。その点、どうでしょうか。

#### ○議長

健康保険課長。

#### ○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、確かに1億4,600万の乖離がございます。これにつきましては、確かに医療費の伸びというのが、見込みも甘かったということも正直思っております。ただ、決算見込みを出す上でですね、実際、29年度の予算を作成する段階で医療費がどれだけあったかというのが一番のもとになっています。一番大きい一般の療給に関してですね、当然、前半上半期で計算をさせてもらいました。それで、毎月大体1億3,000万程度ございました。それが、その部分で医療費の伸びを当時は見なくてですね、3、4、5、6ぐらいまでの数字の部分で12カ月ということで、医療費の伸びを見なくて計算をさせてもらったわけなんですけども、実際、こういうふうな大きな差が出たということには、正直申しわけなく思っております。一番の原因は何かという話になりますけども、やはり加入者の数が激変したというのが大きな理由かと思います。ここ例年にない被保険者の人数が減ったというのが大きな要因かなと思っています。

それとですね、通常、医療費の伸びというのはですね、山口議員がいつもおっしゃていますように、ならしたら3%程度やというふうにおっしゃっていたと思いますけども、時によっては5%伸びたり6%伸びたりマイナスになったりと、いろいろ波がございます。その中でですね、28年度、今まだ詳しい数字分析をまだできておりませんが、数字もデータも出ておりませんが、給付実績で見る限りですね、1人当たりの医療費が昨年を下回っているという数字が出ておりますので、それはその段階では見込めなかったということで御了解願いたいと思います。

それで、加入者平均194人、これ、3月か2月の平均なんですけども、194人減ってます。194人で1人当たりの給付費、27年度で32万円と言うてました。32万円で194人掛けたら、それだけでも6,200万円の差があると。それと、医療費の伸びが1,339円、1人当たり減ってるということで、それも被保険者数に直したら、約750万程度かなということで、これで約7,000万円ぐらいの差が出てくると。すると、またそれから高額療養費なんかの減少もございました。ということで、歳出ですね、保険給付費の減で8,400万円程度がございました。その中で、ほかにも、もろもろとありますけども、高額の共同事業でありますとか、そういう部分につきましての減少が大きな原因となっております。

また、歳入でもですね、当然、医療費の伸びを見込んでですね、国や支払基金の交付金もございました。それも、実際医療費は減っておりますので、返還になろうかと思います。その分もございまして、歳入でふえ、歳出で減ったということで、これだけの乖離になったということで、当時としての見込みが少し甘かったというのは認識しているところでございます。

以上です。

## ○議長

山口君。

## ○ 7 番

落ちどころ違うでしょう。

今の説明で一応合うてんねけどね、じゃあ、何でそんな急に加入者人数、途中から減ったんですか。今の話やったら、3、4、5、6で予算組んだ、4カ月分で予算組んだんでしょう。でも、2月の決算見込みの段階で、多分、1月ぐらいにつくってるから、それやったらもうあと3カ月足せるわけよ。それでも変わらなかった。じゃあ、3月、予算つくるとき、じゃあどうだったのか。私に言わせればね、11月に2億5,000万上げるという方針が先にあってね、その方針が先にあったのに合わせたんじゃないかという話にだってなんね

んで。だって、最初は4カ月、5カ月で予算組むって、最初に今年度予算組むときに、11月ごろにそれぐらいにしかレセプト来てなかったというのはわかるよ。でも、その後、刻々と毎月ふえていくわけじゃないですか。そうしたら、流れ、ここまで減るとはわからんでもね、もうちょっとましになるなというのは、私はわかるはずだったと思うんです。何でかと言ったらね、事前に資料もらいましたけども、決算見込みと決算と一般被保険者の保険給付費の差額というのは4,500万しかないんですよ。4,500万減ったら、2,500万ぐらいしか、財政上は4,500万減ったらそれだけしか減らんはずやのに、実際はじゃあ1億4,000万も減るというのは数字合わないでしょう。

ほんで、今、課長は対比で言ったから、もちろんわかるんですよ。その対比 についても、歳入のほうで27年と28年を比べた場合に、歳入のほうは国庫 負担が相当ふえてるんやね。これもね、何で国庫負担が医療費減ってるのにふ えるの。27年より28年のほうが医療費払ってるの減ってるのに、1億円も 何でふえるの。ずれがあるからでしょう。要するに、国保会計というのは常に ずれが起こってくるわけですよ。だから、さっき言うように、ならせば医療費 は3%の上昇だけれども、その年によって7%、8%になったりする。7%ふ えてるのに、国から入ってくる金は7%ふえない。それは何でかと言ったら、 前の年の分を見て後で精算したり、ずれて入ってくるから、そこの細かいとこ ろはわからんけども、大体ずっと見てるとそうとしか思えない。医療費のふえ 方も、3月から2月の形やから、そこのとこでもちょっと違うんかもわからん しね。じゃあ人数減ったって、僕は平均の人数聞いて200人近く減っている、 今、100何人減ってるという話でしたけど、減ったからそんだけ下がった、 そんな単純なもんじゃないと思う。人口はどんどん減ってるから、当然国保加 入者も減るんだけど。だから、そこのところではどうなんですか。人口減った って。

でもあれですよ。加入者減ってるのに、税収は減り方はすごい少ないんですよ。20年度ぐらいから27年度ぐらいまでの減り方と、27年度と28年度の税収の減り方は2,100万しか減ってないですよ。今の計算でいったら、もっと減らなあかんでしょう。所得全体がふえてるということは、一般会計見てたって言えませんから、大分下のほうで落ちついたんかなというふうには思うんですけどもね。だから、そこのとこはもっと分析してもわらないと。

それと、要するに見方が甘かったで済むんですかという話なんですよ、究極のところは。本来なら、まだ16日までこの議会開かれてますから、もちろん私のほうも議案出してますけども、町のほうからもね、当然私は出すべきやと思うんですよ、見直しを。だって、2億5,600万赤字になると言ってたの

が1億1,400万で済んだわけだから、こんだけ足らんと思って住民の皆さんにも説明して、議会でも6人の議員には同意得たけど、でもその前提が間違ってましたと、私はまず住民の皆さんに、特に加入者の皆さんにそのことをしっかり説明して謝ってですね、前提が狂ったのでつくり直しますというのは、本来まともに考えて、まともに住民の立場に立って払うほうの住民の皆さんの暮らしを考えるならば、それが当たり前の態度じゃないんですか。町長、どうなんですか。

## ○議長

はい、町長。

#### 〇町 長

今回、1億1,400万余りの赤字決算となったわけでございまして、医療費の伸びが結果として当初見込みより低かったと、それはそのとおりだと思っております。その結果、赤字予測がですね、当初予測していたより少なくて済んだというふうに私のほうは認めております。

今後の国民健康保険運営にも一定の明るさといいますか、非常に厳しい予測の中ではありますけども、数年かかる赤字の解消がですね、もう少し早く解消できるかなということも含めて、明るい兆しが差してきたなというふうに考えておるところでございます。

#### ○議長

山口君。

#### ○ 7 番

全く反省の言葉ないですね。結果は大事なんですよ。住民に、その予測で、別にそのときは間違っているとは、もちろん私も思ってませんし、そういうこともあり得るんだろうなと、そういう予測のもとに説明することも大事です。でも、その予測で説明したものの結果として、倍以上ですよ、2億5,000万が1億1,400万ですよ。そんな乖離、普通は考えられない。住民の皆さんに説明したら、何をじゃあ、どんな事務しとったんやということになるんだけども、国保というのはそう単純でないから、そういうこともあり得るということは私はわかります。でも、結果としてそれが出たんだから、当然見直すべきだということは申し上げておくのと、今の町長の態度、おかしいですよ。もうあれですよ、今のままでいったら、ことし1年で赤字なくなりますよ。

なぜかと言えばね、もともと今度の予算ではですよ、一般被保険者の給付費を19億にしてるわけですよ。実際、28年度は17億2,400万やった。これが19億になりますか。そのもとに予算組んであるんですよ。これがもし、これもどっちみち仮定の話になるんですけれども、今年度よりちょっと医療費

ふえただけで済んだら、1億ぐらい、また黒字出るじゃないですか、逆に。そ したら、今ある黒字全部チャラになるんですよ。それでちょうど県にいけるか らええわということになるのかどうか。でも、払うほうの住民、たまったもん じゃないでしょう。そこを言ってるのに町長は、健全財政が早くなっていいっ て、払うほうのことは全然思われない。これ以上言ったって思われないんでし ょうね、御自身は払っておられないから。国保じゃないから、国保の人の苦し みが。でも、昔はずっと国保じゃなかったかなというふうに、知りませんけど ね、町長の個人的なことまではあれですけれども、いずれにしてもね、そうい う問題ということ、これ、明日も議論しますし、明日ですね、明日の委員会も ありますし、最終日にも、またそれぞれの議員が皆さんおっしゃるんだけど、 もう一言、言っておきます。3月議会で賛成された議員の皆さんは、全て財政 上、このままでは国保が破綻するから、それをおさえるために住民の方々には 申しわけないけれどもというのが大方の意見でした。だから、そこの前提が町 長、崩れてるんですよ。出した町長が責任を持って、新たな結果のもとに出す べきだということは強く申し上げておきます。これはもう町長しかできんこと ですから、そこの点についてはね。議員としては、議員提案の議案を出すこと はできますから、それは出してますんで、あした議論することになりますけれ ども、そこのとこはちょっともう一度、私はしっかり考えていただきたいとい うことはお願いしておきます。

#### ○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

#### ○3 番

一応、明日委員会あるんであれなんですけども、今、ちょっと山口議員が大方のことをおっしゃったんで、私からはほんの少しだけということで、ちょっと実際かぶるとこはあるんですけども、やはり2億5,000万の赤字があったわけで、このときに3月議会は増税の話が出ました。増税か聞かれたんですけど、私は反対しましたけど、それでもやっぱり住民の方々からかなり言われたんです。怒られました。何でかといいますと、何で説得できなかったのかと。残りの6人の方、賛成した方を説得できなかったかと、それぐらい怒られたわけですね。議場で何でもっと話さなかったのかと。僕も頑張りましたけど無理でしたと言って怒られました。でも、これ逆にですね、議員の方々、6人の方々の立場も考えてください。住民の方々もそうですけど、全く違うこういうデータに基づいて判断をして批判にさらされるわけです。つらいと思いますよ、賛成する方も。これはどういうことかということなんですよね。そういうふうに考えると。先ほども、今、山口議員がおっしゃったように、住民の方もそうで

すけど議員の方もそう、先ほどの国保運営協議会の方の反対もそう、全部、言うなれば、2億5,000万ということに関して、すごく、ほとんど反対やったわけですよ。ここに書いてありますけど、議論深めましたと書いても、これもほとんど住民に対するうそも入っている、うそというか、だましも入ってるんですけど、議会運営委員会や国保運営協議会で御議論いただき、こんなビラまでまいて、これ見たら、全部通ったんやと思いますよ。でも、よう考えたら、文教厚生委員会は否決しましたよね。国保運営協議会の方もほとんど反対でしたよね。それぐらいの状況やったわけですよ。苦肉の策で、もう5、6という6人の方々も苦しんで、ぎりぎり賛成したわけですよ。

今回、この場面でこんだけの差が出てきたとなれば、もう過去のそのときのそういう計算とかのあれはもう仕方がないですよ。ただ、今回どうするかって考えたときに、普通なら、こんだけ差が出たんであれば、去年に戻らなくとも、少しぐらい下げた価格で行政側が出すのが普通じゃないのかなと僕やったら思いますね。例えばですけど、2億5,000万と、今ちょっと、今回、議員発議で1億二、三千万出てますけど、間をとって1億9,000万とかね、そういうふうなのを行政側から、普通なら、僕やったら出すと思いますわ。じゃあ計算間違いだったし、わかったんだからこうしようかと、そういうふうになるんですけども、そういう考えはもうないのかどうか、ちょっとその辺を聞きたいですね。

それが1点と、もう1点は、もし去年の段階で1億2,000万ぐらいの赤字であった場合、幾ら増税したのかなと、それを聞きたいです。

この2点です。

#### ○議長

健康保険課長。

## ○健康保険課長

御質問にお答えさせてもらいます。

確かにですね、私どもでこういう、今現在、乖離が大きかったということも 含めて検討の余地はあろうかと思いました。検討もさせていただきました。そ の中でですね、下げることによってですね、今度、黒字になる可能性も少なく なると。住民説明会でもずっと申し上げてきましたけども、28年度までの赤 字は先送りすると。29年度に新たな赤字をつくらないという方向で御説明さ せていただきました。それで、29年度でとんとんか黒字にしたいという意向 はずっと持ってました。その中でですね、30年度以降ですね、広域化後にこ の赤字額が後世に持っていかなくて済む、減るということであるということで、 今、町長もそういう方向に改善したというふうにおっしゃってくれましたけど も、そういうことやと思います。それで、今のところ、私どもはこのまま税率 の改正というのは前に出させてもらっておりません。

それとですね、当時、1億数千万の赤字やったらどうしたんやということですけども、やはりですね、結果論として1億数千万になりましたけども、当時は全然そういう数字は検討もしてませんでした。やはり、27年度単年度で2億近い赤字が出てました、実質。そういうことを踏まえてですね、やはり何が起こるやわからへんというのが本来の私たちの、予測も含めてやっております、その中で、被保険者の数が減ったとか、いろいろありますけども、やはり、できるだけ健全財政を早くつくりたい、したいということでさせていただいてますので、この当時に1億という話になってもですね、この29年度の税率についてはこれに近い数字になったかと思います。

以上です。

## ○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決 しました。

続きまして

日程第6 議案第25号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例につい

7

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

## ○福祉課長

議案第25号 提案理由説明

#### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

#### ○ 7 番

当然、軽減、国の制度としてするわけですけれども、平群町の場合、既に今期、ただ金額が今年度まだ決まってないわね。要するに、1号認定以外の保育所部分については、当然、所得に応じて保育料というか、使用料が決まるわけですから、決まってないでしょうけども、昨年度の実績でもいいですから、この軽減というか、保護者にはいいわけですけれども、それによって、この軽減によって幾らぐらいの金額、それと新たにこの軽減対象になる人数、三つありましたけれども、それぞれ人数と金額。

それとね、その第2子の定義というのが説明なかったですけれども、同時に、 平群町の場合、こども園に行ってなければならないのか、一部、上の子が小学 校3年生までであれば第2子とするというようなこともあるんで、そこの点の 説明。

それともう1点は、4月にさかのぼってやるということは、当然既に、どういう集め方してるのか知りませんが、4、5月分については徴収してるのかどうかね、その辺についてもどういう扱いになるのか、その点の説明お願いします。

## ○議長

福祉課長。

## ○福祉課長

まず、この改正によって対象になる方です。1番目のB階層の2子無償化でございます。これにつきましては、対象児童、B階層では19人いますが、そのうち13人となります。6人につきましては、ひとり親の2子ということで、既に軽減されております。今回の対象となる児童は13人ということでございます。この対象児童は、改正前では1万8,250円、これが改正後はゼロ円となります。年額で言いますと、21万9,000円が軽減される、影響があるということでございます。

2番目のひとり親の負担軽減でございます。

これにつきましては、CからD5の7万7,100円以下の児童ですけども、対象が6人ですが、既に2人が多子軽減されておりますので、今回は対象児童4名ということでございます。改正前は、4人分ですけども1万8,800円が必要であったと。改正後は1万円、影響額として月額8,800円、年額で言いますと、10万5,600円の影響額、軽減になるということでございます。

3番目の1号認定、従前の幼稚園ですけども、7万7,100円未満の負担軽減の分でございます。これにつきましては、CからD5の7万7,100円未満の児童で、21人ですが、既に多子軽減の関係もありますので、今回のこの対象になる児童は18人ということでございます。この18人の改正前は9万4,050円、改正後は8万1,550円ということでございます。影響額は、月額で言いますと1万2,500円、年額で言いますと15万ということでございます。

この3つを合計しますと、影響額は、月額3万9,550円、年額で申し上げますと、47万4,600円ということでございます。

次に、既に徴収をしております4月にさかのぼってという今度の改正でございます。この分につきましては、既にいただいている使用料につきましては今度の保育料で相殺していくと、このように考えております。

「子ども。小学校にいてたら」の声あり

## ○福祉課長

お子さんが小学校にいてたらということでございます。

これは、去年の、これも6月だったと思うんですが、改正を行いました。このときに、多子世帯の保育料負担軽減ということを提案いたしました。それは、1号認定の方は小学校3年生まで、2号、3号認定は小学校就学前というのを撤廃して、お子さんがいてたら完全実施ということですので、このとおりに軽減になるということでございます。

## ○議長

山口君。

## ○ 7 番

わかりました。当然その部分、収入減るから、国から補塡があるとは思うんですが、この補塡方法についてはどのようになってるのかということとですね、 7月分の徴収から相殺してという、7月、いつの分と相殺するのか、それだけ 答えてもらえますか。

#### ○議長

福祉課長。

## ○福祉課長

相殺につきましては、間に合えば7月と思っておりますが、若干8月にずれ込む可能性もあるということで御了解願いたいと思います。

#### ○議長

福祉課長。

## ○福祉課長

この軽減につきましては、そもそもこの保育料につきましては、補助金で国・県から算入されておりません。交付税算入となっております。計算の仕方としたら、国が定める保育園の運営経費から国が定める保育料を引いた差額を国の計算式によって、それを交付税算入するということであります。今回、国のほうで軽減措置をされますので、保育園を運営する必要経費は同じであると。それに対して、保育料が低くなりますので、その分、交付税算入も当然軽減された分、ふえると。ただ、金額につきましては、交付税算入ということで、幾らの金額が算入されるのかというのは、ちょっとわからない状況でございます。

#### ○議長

山口君。

## ○ 7 番

ということは、例えば平群町はよそより、実際今はそうなのかどうかわからないですけど、国平均の7割ぐらいの保育料ということを、こども園ができる前からそういう話でしたし、実際に比べてみると、近隣の自治体より安いのは事実です。その場合、これはゼロになるから、じゃあ、例えばですよ、普通、今まで平群町はここで言う2人目については半額の、例えば2,000円もらってたと。これがゼロになるわけでしょう。でも、国の基準で言うと、2,000円じゃなくて3,000円やと。要するに、満額の人が、6,000円は平群町は4,000円にしてるということになんねんけど、その場合は、交付税では3,000円見てくれるということになんねんけど、でも国の基準では実際は2,000円しか、もらえるのが減っただけやけど、でも国の基準でいくと、こういう場合、安いところほど得するというふうになんねんけどね、そういう考えでいいのかどうか。計算のしようないったって、交付税幾ら入るたかというのは財政のほうでちゃんとやるわけやから、これについて幾ら入るかというのはあると思うんです。今聞いたら、全体で平群町で47万程度、金額的にはそんな大きくはないですけれども、その点どうかということ。

それと、3番目の1号認定のところ、要するに幼稚園部分について8割、でも平群町の場合は12.4しか下がらないと。ということは、これも国基準の金額の8掛けでやりなさいということですか。そうであれば、平群町は今回から、実質相対的に、ここの部分については値上げしたということになんねんけどね。何でかと言うとね、今言った話やんか。6,000円やったとこの8掛けやったら4,800円でしょう。それが、ただ国が7,000円やったら5,600円。平群町は、その国の基準に合わせたということになれば、ここの1号については、全く平群町は他市町村より安くしてるということは一切言えないということになんねんけど、そういう考えでいいですか。

#### ○議長

福祉課長。

## ○福祉課長

まず、交付税算入の件です。

今、議員おっしゃったように、平群町のほうが低いですから、当然、計算上は得するなという感じは持っているんですけれども、計算上はなるんです。国のほうが高いとか低く。町はもともと低いですから、なるんですけれども、交付税算入ということで、想像でしかないと。結果はわからないという状況があります。

それと、3番目の件です。8割程度の軽減というところですけども、国は12.4%の減額ということを示しております。町も同じように12.4%の軽減しております。それを8割程度と、実際はもっと正確に12.4%の軽減と言えばいいんですけれども、8割程度と申し上げているところです。

#### ○議長

山口君。

## ○ 7 番

8割と言うから、だから2割下がるって、普通誰でも思うじゃないですか。 12.4やったら9割のほうが近いのよ、四捨五入すれば。どういうことなん。 安倍政権の常套手段やな。わかりました。ということは、もう平群町の高さ関係なく、よそはもちろんわからんけど、一応基本的に国が言ってんのは12. 4%下げなさいということで、全部計算し直したということなんですね。ということは、別にこのことによって平群町がよそと一緒なるということではなくて、よそより低いなら低いままで、その率で下がるということですね。

わかりました。結構です。

#### ○議長

ほか、ございませんか。

#### 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決 しました。

続きまして

日程第7 議案第26号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

## ○福祉課長

議案第26号 提案理由説明

## ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

#### ○ 7 番

第6期が今年度、29年度までということで、何で第一段階だけ27、28の2年間で条例ができてたのか、その説明も本来すべきでしょう。ちょっと言ったのは消費税。だから、消費税が10%に、今の安倍政権の中でことしの4月1日からなるという法律ができてて、それに基づいて、第6期の策定したときにですね、27、28については0.5、0.45の0.05だけ下げて、

ただ10%に上がったときは全部福祉に使うという、できもせん約束ですから、それで第1号については0.3に引き下げるということだったわけでしょう。だから、それがあるから最初、第6期の1年目の27年、だから26年度に条例をつくるときに、改正するときに0.45を2年間だけにしたから、今回、29年度、消費税は先延ばしになったんで、0.45のままでいくということになったわけですよね。そういうことでしょう。

そういうことであれば、じゃあ 0.3にならずに 0.45、なぜ 3 月のときに、消費税、上がらなくなるというのは、いつ決まりましたか。正式に決まったのは別にして、首相が表明したのはもう 1 年も前じゃないんですか。先延ばしたのね。まだしないとは言ってなくて、先延ばしですけども。そしたら、ことしの 3 月の段階でなぜこの議案が出てこなかったのか。よそでは大概出ているでしょう、こういう平群町みたいなやり方しているところは。まずそれが理解できないんですけど、何か理由があるんですか。あれば説明してください。

#### ○議長

福祉課長。

#### ○福祉課長

消費税の問題につきましては、平成28年6月1日、第190回国会の論戦が幕を閉じて、その日の夜に安倍内閣総理大臣が記者会見を開いて、消費税10%の引き上げを平成31年10月まで、さらに2年半延期すると表明されました。国会のほうで成立しているのは28年12月だったと思います。実際、国のほうから県に通知が来て、それをメール配信されているのが平成29年1月4日付でメール配信されております。これにつきましては、消費税の引き上げが31年10月に延期されたと。29年度予算編成過程においてその取り扱いを検討してきたが、29年度の政府予算案が閣議決定されて、29年度における対応については、現行の第一段階の方は軽減を継続すると、配慮願いたいと、こういったメール配信でございます。

これを受けて、なぜ3月にしなかったということでございますが、今回、6月に今回の条例改正を上程したことにつきましては、1号被保険者の皆様には心配をおかけいたしました。この条例改正は経過措置として、29年度分について適用しているものでございます。御承知のように、介護保険料の徴収は特別徴収と年金収入18万円以下の方は普通徴収がございます。いずれも29年度の保険料は29年度の住民税確定後、6月下旬に保険料が確定いたします。こういうことで、特徴、普徴とも6月下旬の保険料確定後に、7月に保険料の確定を御案内いたしますので、条例改正による皆様への影響はないと考えております。そういったことで御理解いただきますようにお願いいたします。

山口君。

#### ○ 7 番

僕は別に職員の皆さんに嫌事言いたくで言っているわけじゃない。本来、3 月にやらなければならないことをやってなかったんだから、私は素直に謝った らええと思うねん。でも、6月でも間に合うのよね、それはわかってんねん。 ただ、上がる場合は遡及できへんから、今回はたまたま条例上は0.5は0. 45になって下がるから、でももしですよ、例えば、第6期の策定委員会のと きみたいに0.3に29年度はなるって書いてあったら、6月では変えられな いんですよ。たまたまそれが書いてなかったから、まだ決まってないというこ とで、例えば、もう初めからそういう予定で策定委員会で決まった、29年度 だけは第1段階については0.3にすると、もし書いてあったら遡及できなか ったわけじゃない。これはたらればの話やけど。だから、間違ってたら間違っ てたで謝ってくださいよ。何でそんなに謝るの嫌がるの。間違いは素直に認め るべきですよ。間違いとまでは言わなくたって、本来、3月に、4月1日から の話で、できなかったわけじゃないんだから、できたのにしなかったわけでし ょう。だから、その反省が今の答弁には全くないんですよ。町長、そう思いま せんか。職員の指導が悪いと、町長はおっしゃるんでしょうけど、私の責任と いうことになるんかもわかんないけども、一事が万事そんなことになるんです よ。何回こんな話してますか。言いたくはないですけど、一生懸命やってるの はわかるけども。何でそうなるかという原因もしっかり本来なら追及というか、 自分たちで検証しないと、本来はだめなんじゃないですか、一つ一つ。

いや、軽く考えてるけどね、実害がないから。実際は6月、7月からだから。でも、そういう問題じゃないと思うので。なのに、私の聞いてないことをぺらぺらしゃべって、なぜそうなったのかと、要するに忘れてたんでしょう。その一言で済むわけじゃないですか。忘れてたから、後から気がついてこうなったんですというのが、誰が考えたってそうとしか思えないじゃないですか。そうさいと、ちゃんと検証してしてくださいというので済むのに、何なんですか、その言い訳。聞いてて腹立ってくるじゃないですか。そこに僕は反省ないって言うんですよ。これ、もうあれでしょう、議運の前にこの話聞いて指摘して、ほんでいろいろ調べたからまだそんな話してるんでしょうけど、きょうここで突然この話出たらどうするんですか。また一々探し回って時間とってということになるんじゃないですか。だから、素直に認めてください。もう一回。町長は答えないから、課長答えてください。

福祉課長。

## ○福祉課長

先ほども申し上げましたように、1号被保険者の皆様には御心配をおかけし たと思っております。

## ○議長

山口君。

## ○ 7 番

反省しないということやね、わかりました。自分たち、間違っても反省しないんやね。平群町の職員は、自分たちの非は認めない、そういうことですか。間違ってなかったんですね、今回のことは。じゃあこれからもこういうことは全部6月議会でやるんですね。1月に国が決まっていようと。そういうことですね。国保なんか、全部6月で決めるんですね、7月からの徴収だから。介護保険もそうですか。おかしいん違いますか。副町長、聞いててどう思いますか。県議会でもこんなんですか。

## ○議長

副町長。

## ○副町長

今、山口議員のほうから御指摘等ございました件でございますけども、今回の件につきましては、本来でしたら3月議会に上程して4月1日に備えるというのが本来の適正な時期かというのは議員お述べのとおりと考えております。やはり、各職員ですね、各条例等を点検してですね、やっぱり条例改正があった場合には、国の動き等を勘案して適正な時期に改正をしていくということを、今後、意を払って注意を促していきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

## ○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

## 「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決 しました。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

#### ○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

## ○議長

税務課長より発言を求められておりますので許可いたします。税務課長。

## ○税務課長

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの山口議員の住宅新築資金の滞納額でございますが、利息も含めてで答弁させていただきました。元金といたしましては9,600万円でございます。

以上でございます。

## ○議長

続きまして

日程第8 議案第27号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

## ○健康保険課長

議案第27号 提案理由説明

#### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

#### ○ 7 番

軽減になる人がふえるというのはいいことだと思うんですが、今回も前回もそうでしたけど、7割はそのままで、5割と2割軽減について、所得の幅を拡充するということなんですけれども、要するに、この拡充、5割については5,000円、2割については1万円の拡充で、これとは別にね、昨年度、28年度の7割、5割、2割の軽減者の人数と、それから軽減された金額が幾らになるかが一つ。

それと、今回、1.6倍上がったわけですから、今の条例ではね、今年度ね、1.6倍上がったわけですから、当然軽減されてる人も上がるわけですね。その金額が幾らになるのか。だから、軽減幅は当然大きくなるわけです。本人、払う分もふえるけれども、要するに、パイが大きくなるわけだから、軽減されてる金額も大きくなる。その分については、4分の3が県で4分の1が平群町が一般会計から補塡すると、こうなるわけですから、その金額がもしわかれば。そうでないと、今年度についてはまだ所得確定してないので、きちっとした数字は納付書送ってからでないと出ないでしょうから、そこをもし計算できてるんであれば答えていただけますか。

#### ○議長

健康保険課長。

#### ○健康保険課長

ただいまの山口議員の質問でございますが、平成28年度の人数と金額ですけども、均等割で医療分で2,665人ですね。それで、2,931万4,90円です。平等割で1,364世帯で1,666万5,720円、これが28年度の軽減の金額でございます。

29年度につきましては、データが28年度データしか持ってこれませんので、まだそこに放り込んだだけですので、均等割につきましては42人程度ふえるかなと。それから、世帯割については29世帯ぐらいふえるかなというふうに見込んでおります。ですから、所得とかそういうのが全然まだ見えてきてませんので、金額的なことはちょっとまだ出ておりませんので、御了解願いたいと思います。

#### ○議長

山口君。

#### ○ 7 番

今聞いた数字だと、あんまり上がり方変わらんようやけど、でも、28年度の加入者の所得ベースで計算したときにですよ、当然、税率が上がってるわけだから、5割軽減であろうが2割軽減であろうが税率が上がってるわけだから、当然その分は加味しての今の数字ですか、今年度。要するに、所得は昨年度のベースでいいです。それで試算した場合に、ただ税率は今年度で試算しないと数字出てこないでしょう。今の数字はそういう計算でしてますか。だって、均等割で2,931万4,000円から2,963万円って、ほとんど変わんないじゃないですか。当然、今度、今回拡充されたわけだから、その分ふえるから、その分しかふえてないんちゃうかなと思うんですけど、どうでしょう。

#### ○議長

健康保険課長。

#### ○健康保険課長

すみません、説明不足で申しわけございません。

均等割で2,931万4,900円、平等割で1,665万5,720円で28年度の数字でした。29年度、この去年のデータに図列を入れかえてちょっと漠然と出してみたんですけども、それが均等割で5,400万円程度で、平等割で3,200万円程度ということで、両方で4,000万円ぐらいふえるかなというふうに思ってます。

#### ○議長

山口君。

## ○7 番

データね、これね、税率上がることで変わる中身もあるから、当然、後からの議案ともリンクしてくるんで、ちょっとね、所得は去年のベースでいいですから、さっき言ったように、新しい、今の条例上の税率で軽減した場合の金額、人数はふえるのはちょっとふえますけど、それでちょっと数字をもう一回出して、資料で提出してもらえませんか。ちょっと今のやりとりで、口だけで聞いてたってちょっとわからんから、それはできますか。あしたの委員会までに出していただければ。そんなに時間かからへんのやったらきょう中に出していただいてもいいですし。

## ○議 長

健康保険課長。

#### ○健康保険課長

資料、つくらせてもらいます。大体の数字は持ってるんですけども、議員に お出しできるようなものをつくらせてもらいますので、ちょっとお時間いただ きたいと思います。

#### ○議長

ほか、ございませんか。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決 しました。

続きまして

日程第9 同意第2号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

## ○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第2号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員三好慶男は、平成29年8月29日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本716番地の6

氏 名 三 好 慶 男

生年月日 昭和11年7月27日

以上でございます。

#### ○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

## 〇町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員は、地方公務員法第9条の2に明記されているとおり、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者となっております。三好慶男氏は、平成13年より15年以上の長きにわたって町公平委員として御活躍いただいております。今回、任期満了を迎えるに当たり、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き公平委員として御活躍いただきたいと考えておりますので、御同意いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

#### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

#### ○ 4 番

悪いんですけども、この委員会に付託というんですかね、職員の方から、こ こ二、三年、上がってる案件があるんでしょうか。

## ○議長

はい、監査委員事務局長。

## ○監査委員事務局長

ここ数年におきましては申し出はございません。 以上でございます。

## ○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第2号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決 定しました。

続きまして

日程第10 同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

## ○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第3号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員梅本利政は、平成29年6月21日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑1151番地

氏 名梅本利政

生年月日 昭和29年9月1日

以上でございます。

#### ○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

#### 〇町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に明記されているとおり、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者となっております。梅本氏は、昭和54年4月から平成26年3月までの35年間の長きにわたり、小学校教諭として、またこの間の平成23年4月からは校長として御活躍いただきました。現在も教育委員として長年の経験を生かしていただきまして、学校教育、社会教育の推進に御活躍、御尽力いただいております。つきましては、任期満了に当たり、引き続き委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

## ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決 定いたしました。

続きまして

日程第11 同意第4号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについ

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

## ○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第4号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員北和恵は、平成29年6月21日をもって任期満了するから、 新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椣原758番地の6

氏 名 三 崎 啓 恵

生年月日 昭和46年12月19日

以上でございます。

#### ○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に明記されているとおり、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者となっております。三崎氏は、平成25年に平群北小学校のPTA副会長、平成26年に椣原自治会長、平成27年、椣原子ども会会長を歴任されており、地域の活動や子どもの教育に熱心に取り組まれております。つきましては、任期満了に当たり、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

#### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決 定しました。

続きまして

日程第12 同意第5号 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規 定適用について同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

## 〇局 長

それでは、朗読いたします。

同意第5号

農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求 めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

以上でございます。

#### ○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

#### 〇町 長

それでは、同意第5号 農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定 適用について同意を求めることについて御説明させていただきます。

別紙の資料にもございますが、認定農業者等の要件について、農業委員会等に関する法律の改正により、本年7月20日以降の新体制の農業委員会の委員につきましては、原則、認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないとされており、平群町の場合、定数14名ですので、過半数である8名が必要となっています。

今回、農業委員定数14名に対し、推薦応募があった14名の候補者全てを 農業委員の任命予定者と考えておりますが、その中に認定農業者等が3名で、 原則どおり認定農業者等が過半数である8名に至っておりません。この場合、 例外としまして、区域内の認定農業者の数が少ないなど、原則どおりの委員構 成が困難な場合、例外規定が設けられており、平群町の場合、認定農業者等の 数、現在27名いらっしゃいますが、この認定農業者の数が農業委員の定数の 8倍、今回、14名の8倍でございます112名を下回っていることから例外 規定の適用対象となっており、認定農業者等3名と認定農業者等に準ずる者5 名を合わせ、過半数とすることが認められています。

つきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、議会の同意を得まして、農業委員の過半数を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者としたいので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。森田君。

#### ○ 4 番

この全体のことでいいんでしょうか、まだですね。ごめんなさい、間違えました。

## ○議長

山口君。

### ○ 7 番

準ずるというのは、もうちょっと具体的にどういう場合が準ずるのか説明。この前の議運のときの説明ではですね、単に認定農業者の数が、平群町の場合、例外規定が適用できるので、過半数はできないから、それでこれの同意を得るんだという説明だったのに、今の町長の説明では、準ずる者も含めて過半数にならなければならない。じゃあ準ずる者の定義というのは一体どうなっているのか。

ここに書いてあるOBとか、こういうのが全部、今回入れれば、じゃあ何人

になるわけですか。後で名前、全員出てきますけども、どの方が認定農業委員で、これは後で結構ですけれども、準ずる方はどの方なのか、ちょっとその辺ね、ちゃんと全体のわかるような資料みたいなものも、今までで初めてのことですから、これまでは公選制でしたからね、初めてのことなんで、議会が同意をするということになって初めてのことなんで、その辺もうちょっとわかりやすいものにしていただきたい。これだけじゃよくわからんのですが、もうちょっと詳しく説明していただけませんか。

## ○議長

観光産業課長。

## ○観光産業課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

準ずる者とはとの定義につきましては、認定農業者のOBということで、過去に認定農業者等にあった方を指しております。次に、認定農業者の農業に従事・経営参画する家族ということで、これは家族になります。三つ目の認定新規就農者、それと四つ目に集落営農組織の役員、五つ目に、人農地プランに位置づけられた農業者、六つ目に指導営農士、7番目に基本構想水準到達者、いろいろ要件はありますけれども、七つについて該当する方が準ずる者になっています。

それで、あと認定農業者はどなたなのか、準ずる者はどなたなのかということの御質問なんですけども……。

「後で」の声あり

## ○観光産業課長

以上でございます。

### ○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

# 「異議なし」の声あり

### ○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決 定いたしました。

続きまして、

日程第13 同意第6号から日程第26 同意第19号 農業委員会委員の 任命に同意を求めることについて

以上14件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。 議案の朗読を求めます。局長。

### 〇 局 長

それでは、朗読いたします。

同意第6号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字久安寺915番地

氏 名瀧本政司

生年月日 昭和32年1月3日

続きまして

同意第7号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字信貴畑1806番地

氏 名 向 井 正 治

生年月日 昭和37年12月12日

続きまして

同意第8号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町上庄1丁目13番1号

氏 名 北 川 雅 史

生年月日 昭和34年8月7日

続きまして

同意第9号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字三里59番地の3

氏 名 吉 川 平 一

生年月日 昭和18年12月23日

続きまして

同意第10号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椿井1370番地

氏 名 森 田 明 男

生年月日 昭和24年8月27日

続きまして

同意第11号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑926番地

氏 名 松 村 容 嘉

生年月日 昭和38年3月10日

続きまして

同意第12号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椹原542番地

氏 名 植 田 悦 治

生年月日 昭和30年1月1日

続きまして

同意第13号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字櫟原1881番地

氏 名 森 田 祥 史

生年月日 昭和23年3月1日

続きまして

同意第14号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴1495番地

氏 名 的 塲 宏 之

生年月日 昭和30年1月5日

続きまして

同意第15号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椣原16番地の2

氏 名 辻 本 貴 子

生年月日 昭和32年7月27日

続きまして

同意第16号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町吉新4丁目4番7-2号カーサ塚ノ本103号室

氏 名 上 田 剛

生年月日 昭和60年11月6日

続きまして

同意第17号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑904番地

氏 名 中 尾 靜 子

生年月日 昭和36年4月21日

続きまして

同意第18号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目13番7号

氏 名 植 山 勝

生年月日 昭和51年11月20日

続きまして

同意第19号

農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月6日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字椿井992番地の1

氏 名 森 田 善 友

生年月日 昭和34年7月2日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

### 〇町 長

それでは、同意第6号から同意第19号の農業委員会委員の任命に同意を求めることについて御説明させていただきます。

御存じのとおり、農業委員会は、農地法に基づく農地の売買、賃貸の許可、 農地転用案件への意見具申などを中心に、農地に関する事務を執行する行政委 員会として重要な役割を担っているところでございます。

さて、今回の農業委員の選出方法につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本年7月からの新制度の農業委員会から、従来の公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。これにより公募を行った結果、定数14名に対し、14名の推薦・応募があり、その候補者について、平群町農業委員候補者評価委員から候補者の評価報告を受け、利害関係を有しない者1名、青年2名、女性2名を含め、任命予定者14名の選出を行ったところでございます。農業委員の任命については、同法第8条第1項の規定により、議会の同意が必要でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、同意第6号から同意第19号の方について御説明させていただきます。

初めに、同意第6号について。瀧本政司氏は、昭和57年より35年間にわたり、平群町内で小菊の生産に従事され、平成26年からは農業委員を務められ、久安寺自治会からも農業委員として適任であると推薦されております。

次に、同意第7号について。向井正治氏は、昭和60年より32年間にわたり、平群町内で小菊の生産に従事され、農業に関する知識や経験も豊富で、町内の農業を取り巻く状況にも精通しておられます。また、農業者6名からも農業委員として適任であると推薦されております。

続きまして、同意第8号について。北川雅史氏は、昭和58年より34年間にわたり、自営業のかたわら、米の生産に従事され、平成23年からは農業委員を務められ、上庄自治会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

次に、同意第9号について。吉川平一氏は、昭和41年より51年間にわたり、官公庁勤務のかたわら、米や野菜の生産に従事され、平成16年からは農業に専従されています。平成26年からは農業委員を務められ、農業者3名からも農業委員として適任であると推薦をされております。

同意第10号について。森田明男氏は、昭和47年より45年間にわたり、 会社勤務のかたわら、米などの生産に従事され、平成23年からは農業に専従 されています。また、平成26年からは農業委員を務められ、椿井自治会から も農業委員として適任であると推薦をされております。

次に、同意第11号について。松村容嘉氏は、昭和58年より34年間にわたり小菊の生産に従事され、平成26年からは農業委員を務められ、福貴畑自治会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

同意第12号について。植田悦治氏は、昭和62年より30年間にわたりブドウの生産に従事され、創意工夫を凝らして高品質なブドウの生産に努めておられます。また、地域の農業者からの信頼も厚く、新大信貴ブドウ出荷組合長も歴任されており、椹原自治会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

続きまして、同意第13号について。森田祥史氏は、昭和52年より40年間にわたり、会社勤務のかたわら、米の生産に従事され、平成26年からは農業に専従されています。また、同年の平成26年より農業委員を務められ、櫟原自治会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

同意第14号について。的場宏之氏は、昭和50年から42年間にわたり、 トマトを初めとする野菜や米の生産に従事されています。平成25年からは平 群町農業振興協議会会長、平成26年からは農業委員を務められ、地域農業の 振興に積極的に取り組みをされています。また、福貴自治会からも農業委員と して適任であると推薦をされております。

次に、同意第15号について。辻本貴子氏は、平成9年から20年間にわたり家業のイチゴ生産に従事され、新しい品種の導入や高品質なイチゴ生産に意欲的に取り組みをされています。

次に、同意第16号について。上田剛氏は、平成20年から9年間にわたり 小菊の生産に従事され、平成24年には生駒4Hクラブの会長を務められ、平 群町の若手農業者の中心的役割を担っておられます。また、平群4Hクラブか らも農業委員として適任であると推薦をされております。

同意第17号について。中尾靜子氏は、平成4年から25年間にわたり小菊の生産に従事され、平成22年からは指導農業士として、成年農業者の育成等に積極的に取り組みをされています。また、平成27年からは奈良県指導農業士会会長を務められ、その指導力を発揮され、奈良県指導農業士会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

次に、同意第18号について。植山勝氏は、平成14年から15年間にわたり小菊の生産に従事され、西和花卉部会青年部の活動においても中心的役割を担われています。また、本年からは青年部長を務められ、西和花卉部会からも農業委員として適任であると推薦をされております。

同意第19号について。森田善友氏は、中立委員の立場で応募され、平成6年より平群町町内におきまして建築設計事務所を設立し、現在まで代表を務めておられる方であります。森田氏自身は農地を所有せず、耕作されておりませんが、平群町に長く在住され、農業に関する知識もある程度有しておられることから、農業委員会に関し、利害関係を有しない委員として、職務を適切に行うことができる方だと考えております。

以上、同意第6号から同意第19号について御説明させていただきました。 この14名の方につきましては、平群町の農業委員として、農業に関する識見 を有し、職務を適切に執行することができる適任者であると考え、農業委員に 任命したいと思いますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたしま す。

# ○議長

これより同意第6号から同意第19号に対する質疑に入ります。森田君。

### ○ 4 番

今、町長の御説明からするとですね、まだ地域の推薦とかそういうものに基づいてこういうことを選考されているのか。

あわせてですね、中立委員という話が今、出てきたんですけれども、そうい うのは条文に何か書かれてるんですか、そういう方を選ばないといけないとい うことを。

#### ○議長

観光産業課長。

### ○観光産業課長

ただいまの御質問にお答えします。

地域の推薦ということなんですけども、実際、団体推薦の方は10名。その中には、自治会から、また農業団体から10名の方が応募されております。

個人推薦ということで、農業者3名以上となっておりますので、その方から2名、個人応募は2名となっております。

あと、中立委員のことなんですけども、農業委員会に利害関係を有しない方、 必ず1人入れなさいということになってますので、1人必要になります。 先ほ どの山口議員からの御質問で、認定農業者等とそれに準ずる者はどの方かとい うことの御質問なんですけども、認定農業者等3名おられます。 同意第12号 の植田悦治様と、その上の同意第11号、松村容嘉様、同意第14号の的場宏 之様、この3名の方が認定農業者等になります。

準ずる者ということで5名おられまして、同意第6号、瀧本政司様、同意第7号、向井正治様、同意第15号、辻本貴子様、同意第17号、中尾靜子様、

同意第18号、植山勝様。

以上でございます。

### ○議長

ほか、ございませんか。

# 「なし」の声あり

# ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 続いて、これより1議案ごとに、順次討論、採決を行います。 それでは、これより同意第6号に対する討論に入ります。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第6号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

### ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第6号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、これより同意第7号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

# ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第7号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第7号については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして、これより同意第8号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第8号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第8号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第9号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第9号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第9号については原案どおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第10号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第10号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第 1 0 号については原案どおり同意する ことに決定いたしました。

続きまして、これより同意第11号に対する討論に入ります。

## 「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第11号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

# ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第11号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第12号に対する討論に入ります。

### 「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第12号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

# 「異議なし」の声あり

# ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第12号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、これより同意第13号に対する討論に入ります。

## 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第13号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

### ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第13号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第14号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第14号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第14号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第15号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第15号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

# 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第15号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第16号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第16号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第16号については原案どおり同意する ことに決定しました。 続きまして、同意第17号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

# ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第17号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

# 「異議なし」の声あり

# ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第17号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第18号に対する討論に入ります。

# 「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第18号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

# 「異議なし」の声あり

# ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第18号については原案どおり同意する ことに決定しました。

続きまして、同意第19号に対する討論に入ります。

### 「なし」の声あり

#### ○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第19号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ご ざいませんか。

## 「異議なし」の声あり

## ○議長

異議なしと認めます。よって、同意第19号については原案どおり同意する ことに決定いたしました。

日程第27 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

## ○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第4号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成 2 9 年 6 月 6 日 提出者 山 口 昌 亮 賛成者 森 田 勝

以上でございます。

### ○議長

提出者の提案理由説明を求めます。山口君。

## ○ 7 番

議案の中に提案理由を書かしていただいてますので、まずこれを読み上げた いと思います。

ことし3月の定例会において「平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が可決・成立し、平群町の国民健康保険税は昨年度に比べて、総額で約2億5,000万円の増税となり、加入者の国保税負担額は1.6倍にも上ることになった。

この超大幅増税について町は、平成28年度末時点で国保会計が2億円を超える赤字になること(ことし2月時点の決算見込みでは2億5,800万円の

赤字と予測)。今年度、平成29年度も昨年度の税率では単年度で2億5,00 0万円の赤字が予想されることから、今年度単年度の国保会計収支を赤字にしないための措置と説明してきた。

ところが、確定した昨年度、平成28年度国保会計の収支は、単年度で8,769万円の赤字、累積で2月の見込み、2億5,800万円より1億4,400万円も少ない1億1,400万円の赤字となった。この結果、「29年度の国保会計の単年度収支を赤字にしないためには2億5,000万円の増税が必要」との根拠は崩れた。今年度の国保会計の当初予算は、昨年度途中までの収支状況をもとに積算し、編成されたもので、一般被保険者の保険給付費を決算見込みの6.2%増の19億200万円と見込み、その数字を前提にして国保税率を算出したもの。しかし、確定した決算をもとに今年度の一般被保険者の保険給付費をこの数年の伸びの平均値、3%増で試算すると、17億7,650万円になる。当初予算との差額は1億2,550万円で、その半分の約6,300万円が国保税引き下げの財源に充てられる。

今回提出した改正案の減税総額は約1億1,100万円。残りの4,100万円の財源については、2,000万円の予備費の活用と減税による住民税減少額690万円や、人口流出65人分を一般会計から繰り入れれば十分に賄える。

1. 6 倍の超大幅な増税は、加入者住民の暮らしを大きく圧迫することになる。加入者からは、「こんな高い国保税を払わなあかんかったら平群を出ていく。引っ越す」、「住民の生命と生活を守るのが自治体の仕事。こんな無茶な増税をされたら暮らしていけない」などの声が寄せられている。

平群町の国民健康保険会計の状況から、国保税が昨年度より負担増になるのはいたし方ないにしても、加入者の負担をできる限り抑え、人口流出にもつながらない負担増にすべきことから、本条例改正案を提出した。

こういう理由でほぼ全て物語ってるわけですけれども、今、言いましたように、基本的に前提条件が崩れたわけですから、先ほどの議案の中でも少し言いましたけれども、その点、そこが崩れたということを前提にですね、新たな前提のもとに、私は今年度の予算、別に予算を組みかえなくても、国保税の税率をやっぱり計算し直す、このことが大事だというふうに思ってますので、この金額いかんに問わずですね、決算が出た段階での金額でもう一度町当局のほうも計算をし直してやるべきだと。

それともう一つは、ここにちょっと書きませんでしたが、3月議会の議論の中で人口流出の話が出ました。もちろん、何人出ていくとか、出ていかないとか、そのことは確定ではありませんし、予想でしかないわけですけれども、た

だ、近隣の生駒市や斑鳩町、三郷町と比べてですね、今の税率は1.3倍にもなっています。やっぱり、それをある程度、今回、1億1,100万円、前回の修正案よりは若干減額分は減っていますけれども、それでも大体斑鳩や三郷、生駒市とそんなに変わらない、平群のほうが若干高くなるぐらいの税率ですから、これであればですね、このことを理由に人口が減るということはないのではないかというふうにも思いますので、ぜひこの修正案を可決して、住民の皆さんの暮らしを少しでも緩和させる、そのことが大事だと思いますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いをして趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

### ○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。馬本君。

### ○ 1 2 番

私は今回から総務建設委員になりましたので、きょうここで聞かしていただきます。よろしいですか。

修正案出てますねけど、まず行政の担当者に聞きますけども、その2億5,000万、3月議会で税額を1.6にしたら、大体プラマイゼロになりますよということで出されたわけやけど、私もそこで賛成をいたしました。

そこで、改めて聞きますけど、きょう、先ほど専決処分云々の関係でいろいろ議論ありましたけど、まず1点目、今の現条例をそのまま施行した場合、実質単年度収支は幾らぐらいになるとかいうのは想像つきませんけども、どのぐらいの利益がまず実質単年度収支で出るでしょう。

それと、今回、1億1,400万という、28年度繰上充用しましたけども、 実質収支は29年度でどのぐらい消せるでしょう。もしくは、いや、消せない よ、幾らか赤字出るん違うかとか、そこら辺の見解をまず教えていただけませ んか。

### ○議長

健康保険課長。

### ○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、実質単年度収支につきましてはプラスになるであろうというふうに思われます。ただし、1億1,400万の累積赤字の部分については消しにいくことはできないと。いずれ、全部というわけにはいかない、何ぼか消せるかもわかりませんけども、残るのは間違いございません。今の段階ではそういうふうに考えております。

# ○議 長

馬本君。

### 〇 1 2 番

今、簡単明瞭な話を聞いたのは何なのかと言ったら、やっぱり国保会計というのはずっと継続していくものでございます。その年度、年度がクリアできたらええというものではございませんので、改めて今、実質収支並びに単年度収支をお聞きしたわけでございます。

きょう、議案のほうで一定、山口議員と森田議員から発議されてますけども、一般会計とか予備費云々とかいうお話もありますけども、しかし、先ほど議案のほうで軽減税率の話ありましたけども、このここ、ちょっといろいろ調べてみますと、軽減税率については、1.6の税額をアップすることによって、当初予算より約4,000万ほど、そこそこ原資、歳入が入ってくるんではないかというふうに答弁されたように私は認識してますけども、まずその点はどうですか。

## ○議長

健康保険課長。

### ○健康保険課長

先ほど、山口議員の御質問の中でですね、ちょっと中途半端な回答してしも うたんですけども、定かな数字はまだ出ておりませんけども、ざっと漠然と私 どもで計算した中ではですね、軽減については4,000万円程度かなという ふうには思ってます。

それから、その部分全てが税に影響あるというものではございませんので、 確かに幾らかは国・県の負担金から減るということも視野に入れております。 以上です。

#### ○議長

馬本君。

# ○ 1 2 番

保険基盤安定化という繰り入れで、国の制度のやつと県と町並びに国、県、町ですね、それに対してお聞きしたわけやけど、1.6倍にしたら、そのぐらい、大体出るんちゃうかという御答弁をされてたんで、改めて確認をいたしました。

それで、今度、医療費が減額になりました。今度ね、恐らくそれに対する国の支援金並びに返還ですね。返還は、確定されて、9月議会に出てくると思うんですけど、想定である程度決算出てるんやったら、幾らぐらい、国に対して返還せねばならないか、そこら辺、出てませんか。

#### ○議長

健康保険課長。

## ○健康保険課長

すみません、詳細はまだこれから仕事をさせていただきますので、数字については御勘弁願いたいんですけども、ただ、歳入のほうでですね、決算見込みで増えた分ございます。その分、国で900万と、それから退職の支払基金に1,500万とかありました。この分については、恐らく返還は必ず出てくるであろうと思ってます。まだ、今で両方で2,500ぐらいという話ですけども、もうちょっと出てくるような気配でございます。

以上です。

# ○議長

馬本君。

#### ○ 1 2 番

もう一回改めて、最後にもう一回、同じこと聞きます。

平群町の、今、条例が3月議会に条例を制定された、そのとおりいきますと、29年度は黒字になりますよと。しかし、繰上充用を今回しました。1億1,400万ですか、この件については、全部それを帳消しにすることは非常に難しい部分もある。まだ決算わからないから、これからの話やからわからないんではないか。全部帳消しにはちょっとしにくいん違うかということの確認でよろしいですね。それだけもう一回改めて聞きます。大事なところでございますんで、ひとつ改めて再度御答弁をお願いしたい。

#### ○議長

健康保険課長。

### ○健康保険課長

医療費のことなんで、本当に水ものということもございますので、はっきりした、絶対にということは言えませんけども、今現在、私らが考えている中ではですね、繰上充用のさせてもらった金額についてはですね、全額とも言いませんけども、30年度以降の分、残っていくというふうに考えております。

### ○議長

ほか、ございませんか。山口君。

## ○ 7 番

今、馬本議員からの質問のあった、要するに、二、三年おくれて、後で還付金、逆にもらう場合もあるし返す場合もある。今の課長の答弁、何か2,00 0万確定みたいな話してるけども、去年の決算で見ると、例えば27年度は4,000万返してるんですね。これは諸支出金全部やから、全部が返してるんじゃないけど、多分、普通に700万ぐらい、普通、何もなかっても諸支出金出るから、3,000万ちょっとやと思うんやけど、ただ毎年ばらつきがあって、 これは一概に言われへんのよね。これはいろんな要素があるから、国からの、要するに、一般被保険者の療養給付費だけじゃなくって、退職者のものもあるし、前期高齢者交付金もあるし、これは2年前、いろいろそういうのを何カ所か、三つくらい、いつも出てくるからね、その辺については8月にいつも確定するわけでしょう。それは毎年毎年、多いときも少ないときもあるけど、繰り越し、繰り越しで、ことし出たやつは29年度の、要するに、諸支出金として出るわけや。だから、それはもちろん29年度の決算にかかわるわけやけど、その話がね、今の28年度決算とは関係ないわけ。

そんなことを言い出すと、そのことを全部繰り出すと、私はいつも出してくれと言ってる、過去の要するに精算金全部ね、今から言ったら25年度は、じゃあ実際には幾らだったんだ。きちっと出してほしいねん、それを。そしたら、決算上は25年度は例えば、これは1億2,000万間違うてたからやけど、2,000万ぐらいの黒字やったけど、でも後から当時の精算金を全部計算し直したら赤字になってたかもわからんし、もっと黒字になってたかもわからんというのは出てくるわけでしょう。そういう会計やんか、ここは。

だから、それもわかった上で予算組んでるわけや。ほんで、予算組んでるったって、結局出来高払いやから、実際には違うから1億4,000万も乖離が出るわけです。だから、そんなこと言い出したら、いつまでたったって、先のことわからんねんからいうて多目多目にとっておいたら、それは楽に決まってるわな。だから、そこのとこはね、ちょっと安易に「2,000万ぐらいになります」って、その根拠、じゃあはっきり言ってよ。要するに、下げないためにそういう話になるのかって、私は今、課長の答弁聞いてて聞いたよ。どうなんですか。

## ○議長

健康保険課長。

## ○健康保険課長

説明がちょっと中途半端で申しわけございません。

確かにですね、退職者の療養費交付金につきましてはですね、今、私どもで 医療費の数字がほぼ確定しました。それに基づいて、基本的にはいただいた税、 退職者の税を引きます。残りが交付金になります。ということで、漠然と数字 はほぼ2,000万ぐらいというのは思っております。ただ、数字ですので動 きますんで、ここで何ぼという明確な答えはまだ差し控えたいと思うんですけ ども、それぐらいの水準になるかと思います。

それと、定率国庫負担金の32%分でございますけども、この分についても、変更申請の数字、3月から10月診の数字をもとにして計算をしているもので、

それから以降、医療費も減ってきたということもありましてですね、返還はやむを得ないであろうというふうに思ってます。ただ、数字がですね、2,000万ぐらいというのは、退職の療養給付費ぐらいの話しかできないので、定率国庫負担の分については、僕らが机上で計算するのと、また実際計算するので違いますので、まだそこまでの数字というのは、まだ差し控えたいと思うんですけども、2,000万から、ちょっとわからないですけども、返還はあるというふうに思っております。

以上です。

## ○議長

ほか、ございませんか。ございませんか。

「なし」の声あり

## ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

### ○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定 しました。

日程第28 請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書 を議題とします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

### ○局 長

それでは、朗読いたします。

平成29年第3回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第1号

受理年月日 平成29年5月24日

件名 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

請願の要旨

要旨 平成29年度から前年度の1.6倍にもなる国民健康保険税を引き下

げること。

理由 平群町は、今年度、国民健康保険税(国保税)を前年度の1.6倍(1世帯平均約7万7000円)に引き上げ、県内で最も国保税が高い自治体となりました。

この結果、例えば、年間の年金収入が250万円の2人世帯(65歳以上)では国保税の負担が9万4,700円増えて23万9,100円になります。

また、年間給与収入350万円の4人世帯(40代夫婦と子ども2人)では 負担が21万9,800円増えて53万300円になり、国保税のほか、所得 税や住民税、年金保険料を差し引いた可処分所得は月20万6,287円にな ります。

「国税徴収法」は、税金などの滞納者に対して「滞納処分を執行(給与等の差し押さえなど)することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」は「滞納処分の執行を停止することができる」とし、その基礎となる金額を「1ヶ月ごとに納税者本人につき10万円、生計を一にする親族があるときは、これらのもの1人につき4万5千円を加算する金額」(同法施行令34条)と定めています。

この法律に照らせば、先の4人世帯の場合、差し押さえ禁止の基礎となる額は23万5,000円ですが、可処分所得はそれを3万円近くも下回ります。今回の増税は、国税徴収法に反した国保税率ということになり、国保加入者の生活を著しく窮迫させるものです。

請願者の住所及び氏名 平群町緑ヶ丘6丁目8番21号 西尾悦治 平群町初香台2丁目2番18号 鈴木進

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ・稲月敏子付託委員会 文教厚生委員会 以上でございます。

## ○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口君。

### ○ 7 番

あんまり言わなくても、もう既に国保税のことについてはさまざまなところでさまざまな動きというか、住民の中からは、さっき井戸議員からもありましたが、悲鳴とも言える声が上がっています。これについては、今回、西尾さん、それから鈴木さんが請願されておりますけれども、それに賛同する住民の声もしっかりと町長や議員の皆さんに届けてほしいということで、私ども日本共産党や、それから町内のさまざまな労働組合や住民運動の団体が署名運動に取り組みました。

その中で、ほんの1カ月程度です、4月の末から昨日まで、ほんで、先に議長のほうに1,395筆分の署名を5月24日に届けさせていただきました。そして昨日、あと残りの731筆の署名を事務局のほうに届けさせていただいて、合わせて2,126筆ということになりました。もちろん、国保加入者の方ばかりじゃなくて住民の方もおられます。

同時に私ども、日本共産党としては、住民のやっぱり暮らしをどう守るのかというのは非常に大事だという観点からですね、この問題について、住民の方がどのように考えておられるのかということでアンケート調査もやりました。さきに発行した平群民報、一昨日付でも一部紹介してますけれども、その中でね、本当に悲鳴なんですよね。

ちょっとだけ紹介させていただきます。

これは64歳の女性の方、まだ働いてはるそうですけれども、「はっきり言って、国保から脱退したいです。10割負担でその都度受診のほうが安いかも」、こういう意見ですね。それから、20代の女性。「本当に国保の値上げについて困っています。3月で仕事をやめ、次の職場には保険がなく、これは協会けんぽだと思いますけど、自分でかけないとだめでした。4月からのアップと重なり、本当に困っています。お年寄りの方も大変な負担になると思いますが、若い世代の私たちも大きな、本当に大きな負担です。どうか阻止してほしいです。よろしくお願いします」と。これは女性で、ちょっと年齢、30代。「現在、アパート暮らしでマイホーム購入を検討中です。もちろん、住みなれた平群町を視野に入れていましたが、このたびの国保税増税決定により、他市町村で探すことになりましたが、このたびの国保税増税決定により、他市町村で探すことになりましたが、または増額になるので残念です」という言葉までおっしゃっているわけですね。民報にも幾つか同じのもありましたが、その他で、本当にたくさん書いておられるんです。

もちろん、国保加入者の方の悲鳴もありますけれども、以外の方でもね、あと2年したら国保になるんだけどというのも一昨日来ましたし、そういうふうに考えるならね、もちろん、国保財政大変ですけれども、私はさっきも言いましたように、前提条件も変わってますから、こういう住民の皆さんの切実な声に、それにしっかり応えるということが大事だと思いますので、この請願、この請願については金額は入れてません。なぜかといえばですね、要するに1.6倍も、こんな無茶なことはやっぱりおかしいでしょうと。とにかく下げてほしいという、幾ら下げろとかいうことじゃなくて、とにかく下げてくださいという住民の、やっぱり切実な願いだというふうに受けとめておりますので、ぜひこの声には応えていただきたいと思いますので、議員各位にはですね、ぜひ

請願の採択されますようお願いをして説明とさせていただきます。 以上です。

### ○議長

これより質疑に入ります。井戸君。

#### ○3 番

僕、ちょっとね、文教厚生委員長なので、司会なのであんまり委員会で話せないので、ちょっとこれだけね。本当、今回ね、共産党議員団さんが紹介議員になられてこういう請願文書出されてますけど、実際、本当に私が聞いてても、もう本当に、かしのき荘行っても総合スポーツセンター行ってもいろんな方と出会いますけど、本当にこの国保はね、私より詳しくなってる方が多いぐらい、本当に衝撃的で、本当に困ってるといいますか、すごいお声を聞いてます。もう本当に、政治のそのほかの話は一切抜きで、国保はすごいね、もうもろにかかるので、その辺のほうを町長なり担当課長なり、実際この方々の気持ちが届いてるのかどうか、それだけをちょっとお聞きしたいです。

### ○議長

健康保険課長。

### ○健康保険課長

確かに、窓口とかお電話でいろんなお声を聞いています。

やはりね、確かに重税感はあるというふうには皆さんおっしゃっています。 それで、やはり今まで、逆に「何でそんな安したんや」というふうに怒られてるケースも多々あります。ある住民説明会でこの役場へ来られた方も、「何で下げたんや」と言うて、逆に詰められました。そういうこともございます。だから、上げる、高いのは皆さん、当然、増税感があって大変やと思いますけども、その分、大阪から転入された方が窓口でおっしゃってました。すごく平群は安かったと。大阪から来て、すごく安かったと。高くなった、当然やろう、高くなって当たり前やろうという声も聞いてます。それは、ならすと一緒やないかというふうなことも確かに耳にしました。だから、そういう方もいらっしゃると。だけども、重税感のほうが大きいというのは確かです。それは私どもも思っています。

ただ、国保の健全化、これから広域化になっていきますし。それから、当然 健全化財政を持っていかなあかんということも含めてですね、本当に議員の皆 様にも苦しい判断をしていただきましたけども、やはり国保財政のことを考え てですね、これからも住民の皆さんには説明していこうと思っています。

以上です。

#### ○議長

井戸君。

#### ○3 番

いろんなお声聞いてるということで、ただその文句言われた方は、2億5,000万の赤字という前提で多分お話されてるんで、今回の1億数千万に変わったのでどうなるのか僕もわからないですけども、本当、先ほど僕もお話したんで、そういうことですけども、本当にいろんな面でお願いしたいと、先ほどの件と言うたら怒られるけど、やはり行政側からちゃんとした、この1億1,400万の赤字に見合った、皆さんが納得できるような増税幅に抑えていきたいなと思います。ここの請願の方々のお気持ちもね、本当によくわかるんでね。350万の4人世帯でと、ちょうど私の境遇と似てましてね、30万も増税になると言ったら、本当もう消費税で言う20%に一遍にアップするレベルなんでね、そういうこともあるので、本当そういうことを踏まえて、まだ7月ですから、7月に本当に、このままやったらどう起こるかわからないんでね、本当にちん、大激怒になると思います、この事実が明らかになれば。2億5,00万じゃなかったというこの事実が明らかになれば。だから、そういうことも踏まえて、本当にちょっと前向きに考えてほしいです。

以上です。

## ○議長

ほか、ございませんか。

# 「なし」の声あり

### ○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

## 「異議なし」の声あり

### ○議長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決 しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)散 会 (午後 0時11分)